

横植協会 29-26号

平成30年3月30日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第26号を送信します。

【チリ共和国におけるチチュウカイミバエ発生と検疫規制地域の設定について】

植物防疫所ホームページの平成30年3月30日付け「注目情報」に、チリ共和国首都州 Santiago 郡 Ñuñoa、Valparaiso 州（第V州）Los Andes 郡 Los Andes において、チチュウカイミバエが発見され、検疫規制地域が設定された旨掲示されていますのでお知らせ致します。チチュウカイミバエは多種類の果実を加害することから、日本への侵入を特に警戒されている害虫です。

同ホームページの中の「よくあるご質問（輸入編）」にチリ共和国でチチュウカイミバエが発生した場合の検疫規制について、以下のような記述があります。

- ・ 検査証明書には、生産州（Region）及び郡名（Province）を記載すること。また、検疫規制地域が含まれる生産郡で生産されたチチュウカイミバエの寄主植物に対しては、検疫規制地域からの生産物でないことを証明するため、「生果実は検疫規制地域内で生産されたものではない」旨を検査証明書に記載すること。
- ・ チチュウカイミバエの寄主植物が検疫規制地域内を経由する場合には、密閉型コンテナ等によりチチュウカイミバエの侵入防止措置を施すこと。

以上